

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法等に基づき、住宅に困窮している低所得者等に低廉な家賃で賃貸する市営住宅の管理を行う 特定個人情報ファイルを使用して行う事務 【公営住宅・改良住宅】 ①入居決定に関する事務 ②住宅使用料・敷金決定に関する事務 ③収入状況の報告に関する事務 ④住宅使用料・敷金の徴収・減免・徴収猶予・滞納整理に関する事務 ⑤同居・承継・世帯員異動に関する事務 ⑥収入超過者に関する事務 ⑦高額所得者に関する事務 ⑧その他(不正入居者の検出・世帯情報の異動確認・所得情報の確認等) 【特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)】 ①入居の申込みの受理、審査及び承認に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム 統合宛名システム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項(別表27の項、52の項、及び93の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(市営住宅の管理に関する事務においてネットワークシステムでの情報提供は行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項及び124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 建設政策課
②所属長の役職名	建設政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号: 871-8501 住所: 中津市豊田町14番地3 (中津市 建設部 建設政策課 建設政策係) 電話番号: 0979-62-9024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号: 871-8501 住所: 中津市豊田町14番地3 (中津市 建設部 建設政策課 建設政策係) 電話番号: 0979-62-9024
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中津市営住宅等の指定管理に関する基本協定書及び中津市公営住宅等の管理代行に関する基本協定書に沿って対応しています。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中津市営住宅等の指定管理に関する基本協定書及び中津市公営住宅等の管理代行に関する基本協定書に沿って対応しています。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築課長 粉 第五郎	建築課長 沼田 章夫	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成28年4月1日	I 関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公営住宅システム(住宅管理) 統合宛名システム(行政基本) 中間サーバ	公営住宅管理システム 統合宛名システム 番号連携サーバ 中間サーバ	事後	使用するシステムの入れ替えに伴い、変更
平成28年4月1日	I 関連事項 2. 特定個人情報ファイル名	入居ファイル 居住者ファイル	公営住宅管理システムファイル	事後	使用するシステムの入れ替えに伴い、変更
平成29年5月30日	I 関連事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法等に基づき、住宅に困窮している低所得者等に低廉な家賃で賃貸する市営住宅の管理を行う 特定個人情報ファイルを使用して行う具体的な事務 ①入居決定に関する事務 ②住宅使用料・敷金決定に関する事務 ③収入状況の報告に関する事務 ④住宅使用料の徴収・減免・徴収猶予・滞納整理に関する事務 ⑤同居・承継・世帯員異動に関する事務 ⑥収入超過者に関する事務 ⑦高額所得者に関する事務 ⑧その他(不正入居者の検出・世帯情報の移動確認・所得情報の確認等)	公営住宅法等に基づき、住宅に困窮している低所得者等に低廉な家賃で賃貸する市営住宅(公営住宅・改良住宅・特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅))の管理を行う 特定個人情報ファイルを使用して行う事務 【公営住宅・改良住宅】 ①入居決定に関する事務 ②住宅使用料・敷金決定に関する事務 ③収入状況の報告に関する事務 ④住宅使用料・敷金の徴収・減免・徴収猶予・滞納整理に関する事務 ⑤同居・承継・世帯員異動に関する事務 ⑥収入超過者に関する事務 ⑦高額所得者に関する事務 ⑧その他(不正入居者の検出・世帯情報の異動確認・所得情報の確認等) 【特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)】 ①入居申の申込みの受理、審査及び承認に関する事務 ②明渡しに関する事務	事後	法律の改正に伴い、修正
平成29年5月30日	I 関連事項 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項(別表第一の19及び35の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条	行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項(別表第一の19、35及び61の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46条の3	事後	法律の改正に伴い、修正
平成29年5月30日	I 関連事項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条及び第28条 別表第二における情報提供の根拠 なし(市営住宅の管理に関する事務においてネットワークシステムでの情報提供は行わない) 別表第二における情報照会の根拠 別表第二の31及び54の項	番号法第19条第7号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条、第28条及び第43条の4 番号法別表第二における情報提供の根拠 なし(市営住宅の管理に関する事務においてネットワークシステムでの情報提供は行わない) 番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法別表第二の31、54及び85の2の項	事後	法律の改正に伴い、修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	Ⅰ 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	建設部 建築課	建設部 建設政策課	事後	組織の改編に伴い修正
令和2年4月1日	Ⅰ 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建築課長 沼田 章夫	建設政策課長	事後	組織の改編及び所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	Ⅰ 関連事項 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(中津市 建設部 建築課 管理係) 電話番号:0979-22-1111(内線:331)	(中津市 建設部 建設政策課 建設政策係) 電話番号:0979-22-1111(内線:374)	事後	組織の改編に伴い修正
令和2年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条、第28条及び第43条の4	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条、第28条及び第43条の4	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111(内線:238)	0979-62-9871	事後	直通電話番号設定に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連事項 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111(内線:374)	0979-62-9024	事後	直通電話番号設定に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)】 ①入居申の申込みの受理、審査及び承認に関する事務 ②明渡しに関する事務	【特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)】 ①入居の申込みの受理、審査及び承認に関する事務 ②明渡しに関する事務	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項(別表第一の19、35及び61の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項(別表第一の19、35及び61の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46条の3	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう)第9条第1項(別表第一の19、35及び61の2 の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46 条の3	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という)第9条第1項(別表27の項、52の項、及び 93の項)	事後	法律の改正に伴い、修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号)第22条、第28条及び第43条の4 番号法別表第二における情報提供の根拠 なし(市営住宅の管理に関する事務において ネットワークシステムでの情報提供は行わない) 番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法別表第二の31、54及び85の2の項	情報提供の根拠 なし(市営住宅の管理に関する事務において ネットワークシステムでの情報提供は行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表53の項、76の項及び124の項	事後	法律の改正に伴い、修正
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	項目の追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	なし	中津市営住宅等の指定管理に関する基本協 定書及び中津市公営住宅等の管理代行に関 する基本協定書に沿って対応しています。	事後	項目の追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	項目の追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	項目の追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	なし	中津市営住宅等の指定管理に関する基本協 定書及び中津市公営住宅等の管理代行に関 する基本協定書に沿って対応しています。	事後	項目の追加